第２章　地震災害予防

第１節　総則

第１項　防災協働社会の形成推進

一般災害対策計画編　第２章第１節第１項「防災協働社会の形成推進」を準用する。

第２項　災害に強いまちづくり

一般災害対策計画編　第２章第１節第３項「災害に強いまちづくり」を準用する。

第２節　防災思想・防災知識の普及

１　方針

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、町民は、その自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より地震災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であるため、「災害から命を守る岐阜県民運動」を展開し、町民の自助・共助意識の高揚を図る。この県民運動の展開にあたっては、生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図る。また、町民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、専門機関や専門家の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

なお、その際には乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

２　実施責任者

町	各部
県	各部局、教育委員会

３　普及方法

町民が防災の基本理念及び、地震時に正しい知識と判断を持って行動できるよう、県及び防災関係機関等と連携して必要な普及啓発を行う。具体的には次の方法で行う。

（１）町民に対する普及

町民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ等、広報紙等による広報、防災訓練の普及推進等により、災害予防、応急措置等の知識の向上に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を、少しでも軽減するための備えの充実を促進する。

なお、普及啓発を図る基本的事項は次のとおりとする。

ア　「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策

イ　避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

ウ　指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

エ　様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難

所での行動

オ　災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと

カ　広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

キ　家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

ク　地震保険への加入が、被災者自らの生活再建を円滑に進めるための有効な手段の一つとなること

また、防災知識の普及にあたっては、町民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を町民に周知し、町民の理解と協力を得るものとする。特に要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

さらに、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

（２）児童生徒等に対する普及

学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実及び消防団員や防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

（３）職員に対する防災教育

一般災害対策計画編　第２章第２節「６　職員に対する防災教育」を準用する。

（４）災害伝承

一般災害対策計画編　第２章第２節「７　災害伝承」を準用する。

（５）企業防災の推進

一般災害対策計画編　第２章第２節「８　企業防災の推進」を準用する。

（６）防災訓練への積極的参加

一般災害対策計画編　第２章第２節「９　防災訓練への積極的参加」を準用する。

（７）「岐阜県地震防災の日」での活動

岐阜県地震防災対策推進条例に基づき、濃尾大震災（明治２４年１０月２８日発生）が発生した１０月２８日の「岐阜県地震防災の日」に、地震防災対策の取組の状況を点検するとともに、防災意識の向上を図るための啓発活動の実施に努めるものとする。

（８）「岐阜県防災点検の日」での活動

毎月２８日の「岐阜県防災点検の日」に防災体制、個々の職員の防災活動体制等について点検するとともに、防災意識の向上を図るための啓発活動の実施に努めるものとする。

第３節　防災訓練

１　方針

地震災害発生時において、町及び県の計画等に定める災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、平常時から地域の災害リスクに基づいた防災訓練を継続的に実施するものとし、逐年その内容を高度なものとするとともに、防災環境の変化に対応したより実効性のあるものとするように努める。

２　実施責任者

町	各部
県	各部局

３　総合防災訓練の実施

訓練の目的を具体的に設定した上で、内陸型大規模地震を想定した訓練、南海トラフ地震を想定した臨時情報対応訓練など地震規模や被害の想定を明確にしたより実践的な訓練を次のように実施する。

また、あらかじめ設定した訓練効果を得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、シェイクアウト訓練及び、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなどより実践的な内容となるように努めるものとする。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した訓練を積極的に実施するものとする。

その他、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

４　広域災害を想定した防災訓練

町及び防災関係機関は、複数県に及び様々な災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い広域災害を想定し、広域医療搬送拠点を活用した要員の訓練、合同の災害対策本部の立上げや広域避難等の実動訓練の実施に努めるものとする。

５　その他の地震防災訓練

（１）町及び防災関係機関は、機関ごとに次の地震防災のための訓練を適宜、繰り返し行う。

ア　通信連絡訓練

災害時における情報の収集伝達方法、通信設備の応急復旧等についての通信連絡訓練

イ　実働訓練

初動体制を確保するための職員の動員訓練、情報連絡員や応援職員等の派遣訓練

ウ　図上訓練

職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部において応急対策活動に従事する職員に対し、多様な想定による図上訓練や実際的な災害対処訓練を行うものとする。

６　防災関係機関等の実施する防災訓練への支援

防災関係機関あるいは防災組織と連携し、関係機関が実施する防災訓練について、積極的に協力支援し、要配慮者や女性の参画を含めた多くの町民の参加を図っていくものとする。

７　訓練の検証

職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図り、訓練成果を取りまとめ、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第４節　自主防災組織の育成と強化

１　方針

大規模地震災害が発生した場合には、防災関係機関の活動の遅延または、阻害されることが予想され、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく、自主的な減災活動が不可欠であり、自主防災組織の重要性について認識を広め、自主防災組織の設置促進と育成強化を促進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

２　実施責任者

町	総務部、消防部
県	危機管理部、農政部、県土整備部

３　組織づくりの推進

一般災害対策計画編　第２章第４節「３　組織づくりの推進」を準用する。

４　重要性の啓発と参加を促す環境整備

一般災害対策計画編　第２章第４節「４　重要性の啓発と参加を促す環境整備」を準用する。

５　自主防災組織の設立と活動の充実

消防職員及び消防団員のＯＢのうちから自主防災組織への参加を呼びかけ、その専門知識を生かした、自治会単位の自主防災組織の設立と活動の充実を図るものとする。

６　町民及び事業者による地区内の防災活動の推進

一般災害対策計画編　第２章第４節「５　町民及び事業者による地区内の防災活動の推進」を準用する。

７　組織の編成

一般災害対策計画編　第２章第４節「６　組織の編成」を準用する。

８　資機材の整備

一般災害対策計画編　第２章第４節「８　資機材の整備」を準用する。

９　研修の実施

一般災害対策計画編　第２章第４節「９　研修の実施」を準用する。

10　消防団、警察との連携強化

一般災害対策計画編　第２章第４節「10　消防団、警察等との連携強化」を準用する。

第５節　ボランティア対策

一般災害対策計画編　第２章第５節「ボランティア活動の環境整備」を準用する。

第６節　広域的な応援体制の確立

１　方針

大規模地震災害発生時には、町本部だけでは対応が不十分になることが考えられるため、他の防災関係機関と相互応援協定を締結する等、速やかに地震災害対策活動等が実施できるよう、広域的な応援体制の整備を図る。

２　実施責任者

町	各部
県	危機管理部、総務部

３　災害時の相互応援体制の整備

一般災害対策計画編　第２章第６節「３　広域的な応援体制の整備」を準用する。

４　県域を越えた広域相互応援

一般災害対策計画編　第２章第６節「４　県域を越えた広域相互応援」を準用する。

５　県内相互応援

一般災害対策計画編　第２章第６節「５　県内相互応援」を準用する。

６　その他の応援体制

（１）緊急消防援助隊

大規模地震災害又は特殊災害の発生時に消防の広域的な応援等を行う緊急消防援助隊について、その要請及び活動等が円滑、迅速に実施できるように努めるものとする。

（２）広域航空消防応援

大規模特殊災害が発生した場合において行う広域航空消防応援について、円滑、迅速に実施できるように努めるものとする。

（注）１．**富加町が締結又は、富加町が関連する消防・防災関係の協定・覚書一覧表は、資料編を参照。**
２．**富加町が提供する応援部隊の活動拠点（大規模災害時における公共施設等の利用用途一覧表）は、資料編を参照。**

第７節　緊急輸送網の整備

１　方針

大規模地震災害発生時には、道路、橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施し、ネットワークとしての機能の回復を迅速に行うことが極めて重要である。そのためには、関係各所と円滑な連携を図るとともに、緊急輸送網の確保に向けた耐震化対策を進める。

２　実施責任者

町	総務部、建設部、教育部
県	危機管理部、商工労働部、県土整備部、県警察

３　緊急輸送道路ネットワークの確保

一般災害対策計画編　第２章第７節「３　緊急輸送道路ネットワークの確保」を準用する。

３　被害状況の把握

一般災害対策計画編　第２章第７節「４　道路被害状況の把握」を準用する。

４　広域物資輸送拠点及び地域内輸送拠点施設の設置

一般災害対策計画編　第２章第７節「５　広域物資輸送拠点及び地域内輸送拠点施設の設置」を準用する。

５　緊急通行車両の周知・普及

一般災害対策計画編　第２章第７節「６　緊急通行車両の周知・普及」を準用する。

６　ヘリコプター緊急離着陸場の指定

一般災害対策計画編　第３章第６節第２項「７　ヘリコプター離着陸場等の確保」による。

７　沿道建築物等の耐震化

緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化について、緊急輸送の障害の可能性が高い建築物等に対して重点的に実施する。

第８節　防災通信設備等の整備

１　方針

大規模地震災害発生時には、通信の途絶、混乱は必至であり、これによる情報の収集、伝達の遅れは応急対策の遅れにつながる。また、被災者のニーズにあった対策を講ずるためにも、迅速な情報収集伝達体制を確立するとともに情報通信体制の多重化を図る。

２　実施責任者

町	総務部、企画部
県	危機管理部、県土整備部

３　町防災行政無線の整備

一般災害対策計画編　第２章第８節「３　町防災行政無線の整備」を準用する。

４　非常時の通信体制の整備

一般災害対策計画編　第２章第８節「６　非常時の通信体制の整備」を準用する。

５　防災相互通信用無線の整備

一般災害対策計画編　第２章第８節「７　防災相互通信用無線の整備」を準用する。

６　その他の通信網

一般災害対策計画編　第２章第８節「８　その他の通信網」を準用する。

７　その他通信システムを作動させるための人的・物的備え

一般災害対策計画編　第２章第８節「９　その他通信システムを作動させるための人的・物的備え」を準用する。

８　情報の収集・伝達方法の多様化

一般災害対策計画編　第２章第８節「10　情報の収集・伝達方法の多様化」を準用する。

９　その他通信システムを作動させるための人的・物的備え

一般災害対策計画編　第２章第８節「11　情報システムの高度化」を準用する。

10　ヘリコプターによる情報収集

（１）ヘリコプターによる情報収集

防災ヘリコプター及び県警ヘリコプターは、県内で震度5 弱以上の地震が発生した場合、上

空から情報収集活動を行うものとする。

11　情報システムの高度化

一般災害対策計画編　第２章第８節「11　情報システムの高度化」を準用する。

第９節　火災予防対策

１　方針

大規模地震災害が発生した場合、同時多発火災や時間、季節、風速等によっては大火災となる恐れがあるため、地域及び事業所等の火災予防の徹底を図るとともに、迅速に消火活動を行う体制を整備する。

２　実施責任者

町	総務部、消防部
県	危機管理部

３　火災予防の指導強化

一般災害対策計画編　第２章第９節「３　火災予防の指導強化」を準用する

４　消防力の整備強化

一般災害対策計画編　第２章第９節「４　消防力の整備強化」を準用する。

第 10 節　孤立地域防止対策

一般災害対策計画編　第２章第 13 節「孤立地域防止対策」を準用する。

第 11 節　避難対策

１　方針

大規模地震発生時には、崖崩れの危険地域や火災の延焼などの二次災害のおそれのある区域の町民等は、速やかに危険な場所から避難することが何よりも大切であり、安全・迅速な避難のための方策を講ずる必要がある。また、建物の倒壊、火災等により住居が奪われるなど、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測され、質的にも、量的にも整備された避難場所を確保しておくことが必要であるため、避難路の安全を確保し、避難誘導体制を整備するとともに、避難所における良好な環境生活の確保に努める。

２　実施責任者

町	総務部、住民部、福祉保健部、教育部、保育部
県	危機管理部、健康福祉部、県土整備部

３　避難計画の策定

一般災害対策計画編　第２章第 14 節「３　避難計画の策定」を準用する。

４　行政区域を越えた広域避難の調整

一般災害対策計画編　第２章第 14 節「４　行政区域を越えた広域避難の調整」を準用する。

５　避難場所・避難所の指定

一般災害対策計画編　第２章第 14 節「５　避難場所・避難所」を準用する。

６　避難路及び避難先の指定

一般災害対策計画編　第２章第 14 節「６　避難路及び避難先の指定」を準用する。

７　避難情報の助言にかかる連絡体制

一般災害対策計画編　第２章第 14 節「９　避難情報の助言にかかる連絡体制」を準用する。

８　避難に関する広報

一般災害対策計画編　第２章第 14 節「12　避難に関する広報」を準用する。

９　帰宅困難者対策

一般災害対策計画編　第２章第 14 節「13　帰宅困難者対策」を準用する。

10　避難所等におけるホームレスの受入れ

一般災害対策計画編　第２章第 14 節「14　避難所等におけるホームレスの受入れ」を準用する。

11　避難情報の把握

一般災害対策計画編　第２章第 14 節「15　避難情報の把握」を準用する。

12　広域避難

災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、平常時から広域避難の実施に係る検討、他市町村や事業者等との協定締結、町民への周知に努めるものとする。

（１）町の役割

災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、町民の生命又は身体を災害から保護するため、他の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、その町民の受入について、県内の他の市町村に協議するものとする。なお、他の都道府県の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、県に対し、他の都道府県と協議するよう求めるものとする。

指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

（２）県の役割

県は、市町村から協議の要求があったときは、他の都道府県と協議を行うものとする。

また、市町村からの求めにより、協議の相手方その他広域避難に関する事項について助言するものとする。

県は、災害が発生するおそれがある地域の町民を災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、運送を要請するものとする。なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があるときに限り、当該機関に対し、運送を行うべきことを指示するものとする。

（３）国の役割

国は都道府県から要請があった場合、協議の相手方その他都道府県外広域避難に関する事項又は広域避難に関する事項について助言するものとする。

13　感染症の自宅療養者等の避難

一般災害対策計画編　第２章第 14 節「16　感染症の自宅療養者等の避難」を準用する。

第 12 節　必需物資の確保対策

１　方針

公共備蓄の確保等が図られている場合でも、大規模地震災害発生時には、調達先の被災、搬送の遅れ等で被災直後の需要に対応できないことが予想されるため、地域での備蓄や広域的な応援が必要である。また、被災者の種別、時間の経過によりニーズは異なり、それぞれに適合する物資の確保が必要である。そのため、家庭、地域、事業所等での自主的な備蓄を推進するとともに、事業所等との応援協定や関係機関との協力体制を整備し、円滑な食料、物資等の確保を図る。

２　実施責任者

町	総務部、企画部
県	危機管理部、環境生活部、健康福祉部、商工労働部、農政部、林政部、都市建築部

３　備蓄の基本的事項

一般災害対策計画編　第２章第 15 節「３　備蓄の基本的事項」を準用する。

４　緊急輸送拠点の整備

一般災害対策計画編　第２章第 15 節「５　緊急輸送拠点の整備」を準用する。

第 13 節　要配慮者・避難行動要支援者対策

１　方針

大規模地震災害時においては、要配慮者が被害を受けるケースが多くなる。また、高齢者が益々増加することが予想されるため、町本部、社会福祉施設等の関係機関は、本計画及び避難行動要支援者支援プラン（全体計画）を定め、支援体制を確立する。

２　実施責任者

町	総務部、福祉保健部
県	危機管理部、健康福祉部、清流の国推進部、商工労働部、都市建築部、県土整備部

３　地域ぐるみの支援体制づくり

一般災害対策計画編　第２章第 16 節「３　地域ぐるみの支援体制づくり」を準用する。

４　防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施

一般災害対策計画編　第２章第 16 節「４　防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施」を準用する。

５　施設、設備等の整備

一般災害対策計画編　第２章第 16 節「５　施設、設備等の整備」を準用する。

６　避難行動要支援者の避難行動支援

一般災害対策計画編　第２章第 16 節「６　避難行動要支援者の避難行動支援」を準用する。

第 14 節　応急住宅対策

一般災害対策計画編　第２章第 17 節「応急住宅対策」を準用する。

第 15 節　医療救護体制の整備

１　方針

大規模地震災害発生時には、多数の負傷者の発生が予想され、また、医療機関の混乱、機能停止も予想されるため、医療救護活動が迅速に実施できるよう、医療救護体制の整備を図る。

２　実施責任者

町	福祉保健部
県	健康福祉部

３　医療救護活動のための計画の作成

一般災害対策計画編　第２章第 18 節「３　医療救護活動のための計画の作成」を準用する。

４　医療救護体制の確立

一般災害対策計画編　第２章第 18 節「４　医療救護体制の確立」を準用する。

５　医薬品等の供給体制の確立

一般災害対策計画編　第２章第 18 節「５　医療品等の確保体制の確立」を準用する。

６　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の整備

一般災害対策計画編　第２章第 18 節「６　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の整備」を準用する。

７　医療救護所の整備

一般災害対策計画編　第２章第 18 節「７　医療救護所の整備」を準用する。

８　広域搬送拠点の整備

一般災害対策計画編　第２章第 17 節「８　広域搬送拠点の整備」を準用する。

第 16 節　防疫予防対策

１　方針

災害時においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生と蔓延の危険性が増大することから、避難生活を過ごされる方々の健康生活に関するガイドライン（厚生労働省）、岐阜県災害時保健活動マニュアル等により、迅速な防疫活動を行うための体制を確立する。

２　実施責任者

町	福祉保健部、産業環境部
県	健康福祉部、環境生活部

３　災害廃棄物処理体制等の確立

大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理の体制の確立及び十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努めるものとする。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るものとする。

仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。

第 17 節　まちの不燃化・耐震化

1　方針

阪神・淡路大震災では、木造家屋のみならず比較的安全とされていた堅牢建築物が倒壊し、二次災害として火災が各地で発生した。このため、建築物の耐震化、不燃化の推進等による防災空間の確保等を推進するとともに、老朽化した橋梁等の社会資本について、長寿命化を図り、適切な維持管理に努め、想定を超える地震災害が発生した場合において、被害を一定のレベルに食い止められるような「地震に強いまちづくり」を目指す。

2　実施責任者

町	総務部、建設部、教育部、保育部
県	危機管理部、県土整備部、都市建築部

3　建築物の防災対策

（1）防災上重要な建築物の耐震性確保

大規模な地震による応急対策活動の拠点となる診療施設、公民館、集会場等の耐震診断及び耐震補強工事を推進する。

（2）一般建築物の耐震性強化

ア　耐震化に関する相談の実施

耐震相談窓口を開設し、町民からの建築物の耐震化に関する相談に応じるとともに、耐震診断及び耐震補強に関する補助、啓発等に努めるものとする。

イ　耐震化についての啓発強化

木造住宅の危険度を評価できるウェブサイトを活用する等、耐震化の必要性と具体的な耐震方法の啓発に努めるものとする。

（3）被災した建築物・宅地の危険度判定体制の整備

県及び町本部は、地震により被災した建築物（一般住宅を含む）及び宅地が余震等二次災害に対する安全を判定する技術者の確保のため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」が定める判定要綱及び判定業務マニュアル（震前対策編）に基づき平常時から事前に準備しておくよう努めるものとする。

ア　危険度判定活動の普及啓発

町本部は、県と協力し判定士の養成に努め、危険度判定活動の普及啓発を行うものとする。

イ　研修機会の拡充

被災時に円滑な判定活動が行えるよう、予め判定士を対象とした危険度判定訓練を実施し、判定技術の向上を図るものとする。

（４）その他の安全対策

町及び、建築物の所有者等は、窓ガラス及び看板等の落下防止対策、ブロック塀（石塀を含む）の倒壊防止対策、天井の脱落防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策等、建築物に関連する安全対策を講ずるものとする。特に倒壊の危険のあるブロック塀の除去を進めていくものとする。

４　文教関係施設の不燃化構造の促進

学校その他教育施設の管理者は、施設を災害から保護するため、次の事項に留意して施設の整備に努めるものとする。

（１）学校その他教育施設等

教育の確保と児童、生徒の安全を図るため、施設の建設に当たっては不燃化建築を推進し、防災に努めるものとする。

（２）文化財等

文化財等を災害から防護するため、不燃化構造の保存庫、収蔵庫等の設置を行い、文化財等の保護に努めるものとする。

５　道路、河川施設等の防災対策

（１）道路・橋梁等の整備

地震発生後の緊急輸送の確保等の観点から、道路・橋梁等の整備を推進するものとする。

ア　災害に強い道路ネットワークの整備

大規模地震発生時における災害応急活動及び警戒宣言発令時の対策活動の実施に必要な要員、物資等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、その整備に努めるものとする。さらに、必要な代替ルート確保が可能となるよう必要な道路整備を推進するものとする。

イ　道路橋等の耐震性の向上

新たに橋梁等を建設する場合は、耐震性に配慮した建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。既設橋梁は、緊急度の高い橋梁から橋脚の補強、落橋防止措置を順次整備する。

ウ　ライフライン共同収容施設の整備

地震災害発生時において、電気、電話、ガス、上水道等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図り、また、道路上の工作物等をできる限り少なくして、災害応急対策の円滑な実施を図るため、ライフラインの共同収容施設である共同溝・電線共同溝の整備を推進する。

（２）河川等の整備

安全と利用の両面から河川施設の整備を推進するものとする。

ア　河川管理施設の安全性の確保

地震災害時における樋門等の施設の被害を防止するため、それぞれの施設について耐震診断

と破壊影響等の調査を実施し、補強対策工事の必要な箇所を指定し、整備を図る。

イ　河川空間の整備

河川の防災・避難空間としての機能を踏まえ、地震災害時の防災・避難場所としての一時的活用を図る。また、高水敷を利用した緊急河川敷通路の検討・整備を図る。

ウ　消防水利の強化

河川水利用の消火活動に資するため、必要に応じて河川堤防や河岸から水辺へのアプローチの改善を図る。また、水道管等の被災による消防水利の不足に備えるため、用水路、ため池等の活用を図る。

第 18 節　地盤の液状化対策

１　方針

岐阜県を震源とした地震はもとより、周辺県、さらに遠隔地で発生した地震においても、揺れの時間が長いほど地盤の液状化現象の発生が考えられることから、適切な予防措置及び迅速な安全点検を講ずる。

２　実施責任者

町	総務部、建設部
県	県土整備部、危機管理部

３　液状化危険度に関する意識啓発

液状化危険度マップの周知、自宅周辺の過去の土地利用の経過等把握を進め、一般住宅の予防的工法の周知等、液状化危険度に関する啓発行う。特に、液状化現象により生じる被害（ライフライン被害、住家被害、堤防被害等）について周知し、被害軽減のための予防対策を行うよう啓発を行うものとする。また、町民に対する危険度の周知に努めるものとする。

４　ライフライン施設等の液状化対策

地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や、マンホールの浮き上がり防止等、液状化が発生した場合でも施設等の被害を防止する対策を実施することとする。

第 19 節　災害危険区域の防災事業の推進

１　基本方針

地震災害時においては、がけ崩れ、山崩れの危険性が潜在する。比較的良好な地盤に立地する市街地の周辺部は軟弱地域となっており、道路の地割れ、陥没、堤防の損傷等の発生の恐れがある。また、大規模な地震が発生した場合、これらの被害により一瞬にして多くの人命が失われ、また広範囲に人命に対する危険が発生する恐れがあるため、災害危険区域を把握し、関係機関及び町民に周知徹底するとともに、緊急度の高い区域から防災事業の推進及び指導を図る。

２　実施責任者

町	建設部、産業環境部
県	県土整備部、都市建築部、農政部

３　土地利用の適正誘導

県及び町本部は、地盤災害の予防対策として、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法をはじめとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導と規制を図るものとする。

４　土砂災害防止事業

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の把握を行い、法令に基づき砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等を要望し、有害行為等の規制等を行うとともに、次により土砂災害防止事業の推進及び警戒避難に資する情報提供を図るものとする。

（１）砂防

土石流発生による被害が大きいと予想される地区、人家密集の進展の著しい地区に係る渓流等を重点に、砂防施設(砂防堰堤、護岸工事)の整備を要望する。

（２）地すべり

地すべり崩壊による被害を除却又は軽減するため、人家密集及び下流地域への影響の大きい地区を重点に地すべりを助長、又は誘発する原因、機構及び規模に応じ、対策工事の実施を要望する。

（３）急傾斜地

急傾斜地（傾斜角３０度以上、がけ高５ｍ以上）の崩壊による被害を軽減するため、必要な箇所については対策工事を促進する。なお、急傾斜地において土地造成が行われる場合は、土砂崩れ、擁壁の崩壊等の危険性が予想されるため、土地造成事業主に対し安全を図るよう指導する。

（4）総合的な土砂災害対策

土砂災害危険箇所及び非常時の避難所を記載した土砂災害危険区域図（ハザードマップ）を配布して、町民に周知するものとする。

5　農業用ため池の整備（ダム）

ため池のうち老朽化や耐震不足により、堤体決壊時に下流地域に洪水の発生の恐れのあるものについて、防災重点農業用ため池等緊急度の高いものから順次堤体の補強や耐震化、余水吐の拡大及び取水施設の整備を図るものとする。

地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池についてはチラシ等にて周知するものとする。

6　土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

町及びその他の関係機関は、傾斜地において土地造成が行われる場合は、土砂崩れ、擁壁の崩壊等の危険が予想されるため、土地造成業者に対し安全を図るよう指導する。また、既存の土地造成地にあって、崩壊等の危険のある土止め施設等については、その危険を周知し、防災対策を確立するよう指導するものとする。更に土砂災害の恐れのある区域について、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づき、県は市町村の意見を聴いて、災害の恐れのある区域を土砂災害警戒区域、土砂災害により著しい危害が生じる恐れのある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特別警戒区域については、新たな住宅等の立地抑制を図り、警戒区域ごとに土砂災害に係る情報伝達及び警戒避難体制の整備を図り、土砂災害から地域住民の生命を守るよう努めるものとする。

7　液状化対策

大規模盛土造成地の位置及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。より詳細な液状化危険度の調査を行い、その結果を防災カルテや防災マップ等により、町民等に周知徹底を図っていくものとする。

8　住宅移転事業

（1）防災のための集団移転促進事業

県との連携により災害危険区域のうち、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、集団移転を促進することが適当と認められる区域については、防災のための集団移転の促進を図り、移転者に対しては、生活に必要な援助を行うよう努めるものとする。

（2）がけ地近接危険住宅移転事業

県建築基準条例で指定した災害危険区域、同条例で建築を制限している区域及び土砂災害特別警戒区域等に存する住宅で移転を必要とするものについては、がけ地近接等危険住宅移転事

業の実施の促進を図るものとし、本制度の活用について、町民の積極的な協力を得るよう努めるものとする。

第 20 節　ライフライン施設対策

１　基本方針

ライフラインの寸断は、生活の基本的な部分での麻痺を生じ、二次災害の発生、安否確認、町民の避難、救命救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに、避難者の生活環境の悪化等をもたらす等、その影響は極めて広範に及ぶため、施設の耐震性の確保及び電線類の無電柱化に努めるとともに、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域的な応援体制等）の確保を図る。

２　実施責任者

町	総務部、建設部
県	秘書広報部門、危機管理部、健康福祉部、県土整備部、都市建築部、環境生活部、商工労働部

３　水道施設

水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備等を行うものとする。

（１）配水施設等の耐震性の強化

（２）緊急時給水拠点としての配水池等の整備推進を図る。

（３）配水管路の耐震性の強化のため老朽管の敷設替え等を行う。

（４）配水系統の相互連絡

（５）水道施設用電力の停電に配慮した受電方式の採用及び受電設備の整備

（６）資機材の備蓄等

４　下水道施設

下水道管理者は、地震災害発生時の下水道施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、立地条件に応じた、次の対策を行うものとする。

また、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。

（１） 施設の耐震化及び液状化対策

（２） 施設の複数化、予備の確保による機能確保を図り、また、補修の容易な構造、復旧対策に重点を置いたものに整備

（３） 停電及び断水に対して速やかに対応できる設備の整備

（４） 浄化センター内での各種薬品類、重油及びガス等の燃料用設備の設置に当たっては、地震による漏洩、その他の二次災害が発生しないよう整備

５　ライフライン事業者

一般災害対策計画編　第２章第 22 節「５　ライフライン事業者」を準用する。

６　ライフラインの代替機能の確保

一般災害対策計画編　第２章第 22 節「６　ライフラインの代替機能の確保」を準用する。

第 21 節　文教対策

一般災害対策計画編　第２章第 24 節「文教対策」を準用する。

第 22 節　行政機関の業務継続体制の整備

一般災害対策計画編　第２章第 25 節「行政機関の業務継続体制の整備」を準用する。

第 23 節　企業防災の促進

一般災害対策計画編　第２章第 26 節「企業防災の促進」を準用する。

第 24 節　大規模停電停電対策

一般災害対策計画編　第２章第 33 節「大規模停電対策」を準用する。